

1月23日、医療保険制度に関する学習会

阿部保吉会長のあいさつ

社会保障制度の充実を求め政府や自治体要請を行う場合、社会保障制度の仕組みや問題点を把握しておく必要がある。そのため退職者連合は、昨年8月、厚生労働省の担当官を講師に年金制度の学習会を開催した。

そして今回は「高齢者医療制度」について、厚生労働省の保険局・高齢者医療課長の泉潤一さんを講師として学習会を開催する。ご多忙な中ご講演をいただき泉さんに深く感謝する。

さて、通常国会には医療制度と介護保険制度の改正案が提出される。その内容は一言でいえば、高齢者に対し負担増を求める一方で給付を削減するものになっている。

医療保険の法案では患者の1部負担を引き上げるとしているが、患者負担は元々診療を抑制するために導入されたものであり、1割が限度だと考える。

つまり医療費に必要な財源は保険料で賄うべきであり、財界が保険料の引き上げに反対するからといって、医療費の財源を患者負担に転嫁してはならない。

なお、高齢者に応能負担を求める意見があるが、後期高齢者医療における低所得者の保険料軽減特例を除き、保険料は応能負担が妥当と考える。

その場合、年収に占める保険料の負担率を考慮すべきであるが、国保、後期高齢者医療保険は協会けんぽとともに負担率は10%を超えていると思われる。なお、国保と後期高齢者医療保険には事業主負担はない。

以上